

# 仕 様 書

## 1 件 名

インターネット伝送運用端末機及び付属機器の破壊及び廃棄の委託

## 2 委託概要

インターネット伝送運用端末機の更改に伴い不要となった機器類について、ゆうちょ銀行デジタルサービス事業部Bizダイレクト担当（以下「主管担当」という。）の指示に基づき、破壊及び廃棄等を委託する。

## 3 廃棄実施機器等

インターネット伝送の運用端末機更改に伴い不要となった旧端末、ディスプレイ、その他主管担当が指定する機器類の破壊及び廃棄を行うこと。対象機器類は別紙のとおり。

## 4 廃棄対象機器の設置場所

別紙のとおり。

## 5 履行期限

2021年6月30日（水）

## 6 委託内容

### (1) 機器等の回収、保管

ア 機器等を回収し、受託者の施設に保管すること。

イ 設置場所から回収した機器は、現行のまま自ら使用しないこと。

ウ 機器等の回収（車両への積み込み作業を含む。）、保管等に当たっては、セキュリティカーゴの使用や複数人で作業するなど、盗難や紛失等が発生しないようにすること。

エ トラック等に積載する場合は、運搬中に落下等しないよう安全管理を徹底すること。

### (2) 機器等の破壊

ア 廃棄にあたって、ハードディスク、メモリー基板及び磁気媒体等、情報が記録されている部品について、各拠点責任者の立会いのもと、設置場所内において取り外しを行い、情報漏えいの恐れのないよう穴開け等により物理破壊し、復元不能な状態にした上で回収・廃棄処分を行うこと。

イ 破壊にあたっては、写真（破壊前及び破壊後にシリアル番号等が判別できる状態で写したもの）を撮影すること。

### (3) 機器等の買い取り又は廃棄処分

ア 廃棄する機器等（6（2）ア対象機器を除く）について鉄くずとして売払い可能な場合は、売払いすることとし、生じた利益については廃棄に係る費用に充当する

こと。

但し、廃棄に係る費用を上回る売却益はそれを認めないため、その場合は、別途  
主管担当あて相談すること。

イ 買い取りできない機器等については、廃棄処分すること。

#### (4) 作業条件等

ア 受託者は産業廃棄物管理票(マニフェスト)を作成した上、撤去当日に設置場所へ  
持参し、立会い者に必要事項の記入を受け回収すること。

また、確認後は、関係法令に基づき、受託者の責任において適切に処理すること。

イ 機器回収後、買い取りの場合は、「買取内訳書」(様式適宜)を主管担当に提出  
すること。

ウ 破壊後は「破壊証明書」及び「写真(電子データ)」を主管担当へ提出すること。

エ 廃棄後は「廃棄証明書」を主管担当へ提出すること。

オ 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、  
機器の処分を行うこと。

また、作業の実施にあたっては本仕様書に従うとともに、関連法規等に違反する  
ことなく、また、現行国内標準規格に準拠して作業すること。

カ バッテリーの収集運搬及び処分について、環境省「使用済鉛蓄電池の適正処理に  
ついて」に定める「使用済鉛蓄電池の取扱いに関する技術指針」に基づき、処理施  
設や保管場所において分解や選別を行い適正に処分すること。

## 7 納入成果物

上記6(4)アイウエに記載の書類

## 8 納入場所

東京都千代田区大手町2丁目3番1号 大手町プレイスウエストタワー 20階

## 9 資格

受託者は、以下のいずれかを満たすこと。

- 各都道府県(政令指定都市を含む。)が発行した「産業廃棄物収集運搬許可証」「産  
業廃棄物処分業許可証」を取得していること。
- 廃棄物処理法第9条の9(一般廃棄物)、第15条の4の3(産業廃棄物)に基づき、廃棄物の  
広域的な処理を行う者として環境大臣の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定  
に係る処理を行う者を含む。)であること。

※ 広域認定制度では、認定を受けたメーカー等又はその事業者から委託を受けた者  
が廃棄物の処理を行う。収集運搬は、認定に含まれる認定運送業者が行うか、収集  
運搬業許可を有する処理業者が行う。

廃棄物処理法では、この制度により処理委託する場合は、産業廃棄物管理票(マ  
ニフェスト)の交付が不要とされてるが、前述の収集運搬許可業者に収集運搬を委  
託する場合には、「産業廃棄物処理委託契約書」の手交、マニフェストの交付は必

要となるため留意すること。

## 1 0 責任の所在

本契約の履行にあたり、機器等の回収作業から廃棄処分または買取りまですべて、受託者が最終責任を負うこと。

## 1 1 その他

- (1) 回収、運搬に必要な器具等は、受託者が用意すること。
- (2) 作業に際しあらかじめ主管担当と作業内容の確認や日程等の調整を図り、詳細については、主管担当の指示によること。  
また、本仕様書に記載されていない事項で必要な項目については、主管担当の指示に従うこと。
- (3) 作業実施に当たっては、会社名、所属、氏名などが記載された胸章を見やすい位置につけること。  
なお、設置場所の社屋内では、当該設置場所の担当者の指示に従うこと。
- (4) 作業中に設置場所構内外の建物または工作物に対して損害を与えないように必要な養生等を行うほか、安全管理を徹底すること。
- (5) 本件の履行により知り得た情報については、第三者に漏らし、又は不当に利用してはならない。  
また、本仕様書の履行に際しては、特に主管担当が認めた場合を除き、株式会社ゆうちょ銀行の顧客情報等を含む一切の情報を複写又は複製してはならない。  
併せて受託者は、本件の受託中又は履行終了後であっても、本件委託が原因となり株式会社ゆうちょ銀行の信用を失墜させ、もしくは株式会社ゆうちょ銀行へ損害を負わせた場合は、受託者は履行期間が終了した後であっても株式会社ゆうちょ銀行からの損害賠償の責めを負うものとする。
- (6) 請負業者は、履行終了後早急に、履行確認書及び請求書を提出すること。
- (7) 本仕様書の疑義については、主管担当に問い合わせること。
- (8) 本件の履行に従事する受託者が雇用した労働者(再委託を除く。)に対し、公益通報者保護法に係る株式会社ゆうちょ銀行通報窓口について株式会社ゆうちょ銀行指定の周知文を受領したことを確認の上、当該周知文を用いて周知に努めること。
- (9) 業務従事者に対する作業の指示、労務管理、安全衛生管理等に関する指揮命令は、すべて受託者の責任において行うものとする。
- (10) 回収作業の実施に当たり、受託者の責めに帰すべき理由により、作業場所の施設及び物品等に損傷を与えた場合は、受託者の責任において原状回復すること。
- (11) 主管担当から視察の要望を受けた場合は速やかに対応すること。

以上

# 破壊証明書(案)

2020年XX月XX日

ゆうちょ銀行 デジタルサービス事業部  
情報セキュリティ責任者名 様

会社名 XXXXX株式会社  
所 属 XXXXXXX  
情報セキュリティ責任者名 印

電子記録媒体については、下記の通り破砕処理を実施いたしました。これにより、電子記録媒体内のデータ等は物理的に破壊され、修復することはできないことを証明いたします。

## 記

### 1. 対象契約

XXX-XXXXX (契約番号)  
XXXXXXXXXの廃棄 (契約名)

### 2. 破壊完了日

2020/XX/XX (X)

### 3. 対象媒体

NO	電子記録媒体名	数量	廃棄実施日	廃棄方法	備考
1	HDD	XX	2020/XX/XX	XX	XX (シリアル番号)
2					
3					
4					
5					

※詳細については、別紙「廃棄実施機器一覧表」のとおり。

以上

# 廃棄証明書(案)

2020年XX月XX日

ゆうちょ銀行 デジタルサービス事業部  
情報セキュリティ責任者名 様

会社名 XXXXX株式会社  
所 属 XXXXXXX  
情報セキュリティ責任者名 印

下記の契約について、端末の廃棄を実施しましたことを証明致します。

## 記

1. 対象契約

XXX-XXXXX (契約番号)

XXXXXXXX (契約名)

2. 廃棄完了日

2020/XX/XX (X)

3. 対象機器

・ XXXXXXX XX台

・ XXXXXXX XX台

※詳細については、別紙「廃棄実施機器一覧表」のとおり。

以上